

保健医療調整本部等に関する調査 調査結果とりまとめ

【調査概要】

1. 調査の目的

平成 28 年熊本地震の初動対応に関して、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が把握され、被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能の構築の必要性が指摘された。このような状況を踏まえ、平成 29 年 7 月 5 日に厚生労働省から通知があり、各都道府県においては、大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備にあたり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携・整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部の設置が求められている。

そのため、今回、厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的なマネジメント体制構築に資する研究」として、保健医療調整本部に関する現状や課題を把握することを目的とする。

2. 調査の項目

- 1 保健医療調整本部に相当する組織について
- 2 都道府県の地域防災計画等・市の地域防災計画等について
- 3 リエゾン職員について
- 4 保健所本部（保健所レベルの保健医療調整本部）・区レベルの保健医療調整本部に相当する組織について

3. 調査の方法

調査対象：全国の 47 都道府県及び 20 政令指定都市

調査方法：全国衛生部長会を通じて、電子メールにて依頼・電子メールで回収

調査期間：令和元年 10 月 1 日～令和 2 年 2 月 1 日

4. 回収状況

	対象数	有効回収数	有効回収率
都道府県	47 自治体	45 自治体	95.7%
政令指定都市	20 自治体	18 自治体	90.0%

5. 報告書を読む際の注意点

- 回答は、各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示している。
- 百分率は小数点以下第 2 位を四捨五入して算出した。このため、百分率の合計が 100%にならないことがある。
- 1 つの質問に 2 つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が 100%を超える場合がある。
- 自由意見形式の回答については、代表的な回答を抜粋して記載している。

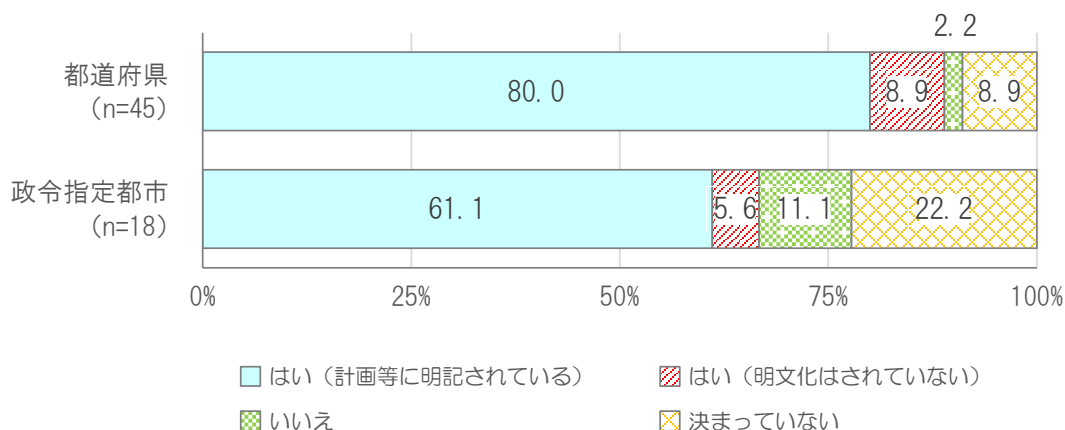
【調査結果】

1 保健医療調整本部に相当する組織について

- 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」（平成 29 年 7 月 5 日通知）で都道府県が設置することとされている「保健医療調整本部」に相当する組織（以下、保健医療調整本部）を、大規模災害発生時に設置することになっていますか？（単数回答）

≪都道府県 問 1・政令指定都市 問 1≫

都道府県、政令指定都市ともに「はい（計画等に明記されている）」が最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で 88.9%、政令指定都市で 66.7%となっている。



「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

- その組織の名称を教えてください。 ≪都道府県 問 1-1・政令指定都市 問 1-1≫

都道府県	保健医療調整本部、くらし保健福祉対策部、医療救護チーム、災害対策本部内に設置される保健医療部、健康福祉部、県災害医療調整本部、災害救助部、災害対策本部保健福祉部、災害対策本部事務局 保健医療対策班、福祉保健医療部、福祉保健局、保健医療救護対策本部、保健医療福祉調整班、保健医療福祉調整本部 等
政令指定都市	医療対策本部、医療救護対策部・保健衛生対策部、医療救護本部、救急医療調整班、災害医療調整本部、保健医療調整本部、保健福祉部 等

「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

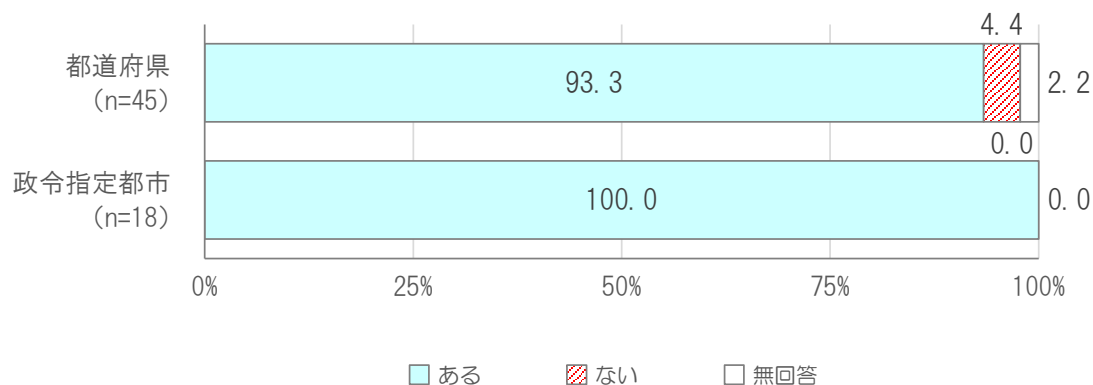
- どの計画等に記載されていますか。 ≪都道府県 問 1-2・政令指定都市 問 1-2≫

都道府県	地域防災計画、災害対策マニュアル、災害対策本部規程、DHEAT 設置・運営マニュアル、医療救護活動計画、災害対策本部運営要綱、災害対策本部医療救急部運営要領、災害保健医療調整本部設置要綱、大規模災害時医療救護マニュアル、保健医療救護計画 等
政令指定都市	地域防災計画、医療救護計画、健康班活動計画、災害医療救護活動計画 等

■ 都道府県全体（市全体）の災害時の組織図はありますか？（単数回答）

《都道府県 問2・政令指定都市 問2》

都道府県、政令指定都市ともに「ある」が多くなっている。

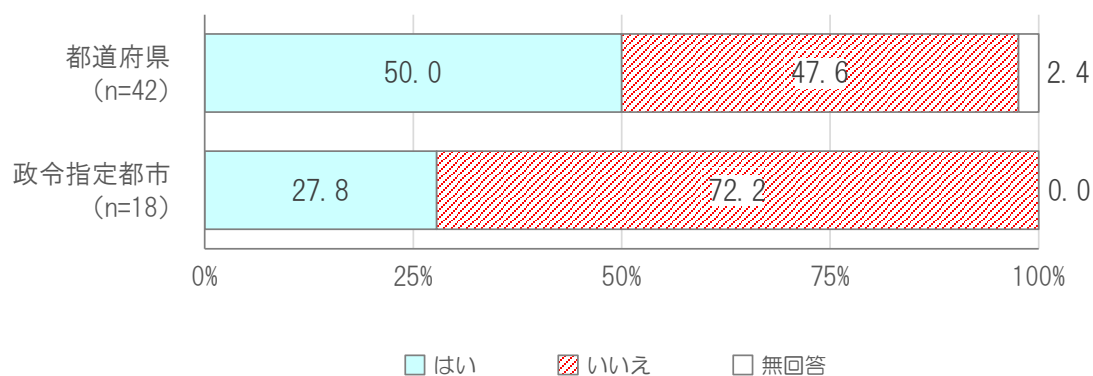


「ある」の方のみお答えください。

■ 都道府県（市）の保健医療調整本部が明記されていますか？（単数回答）

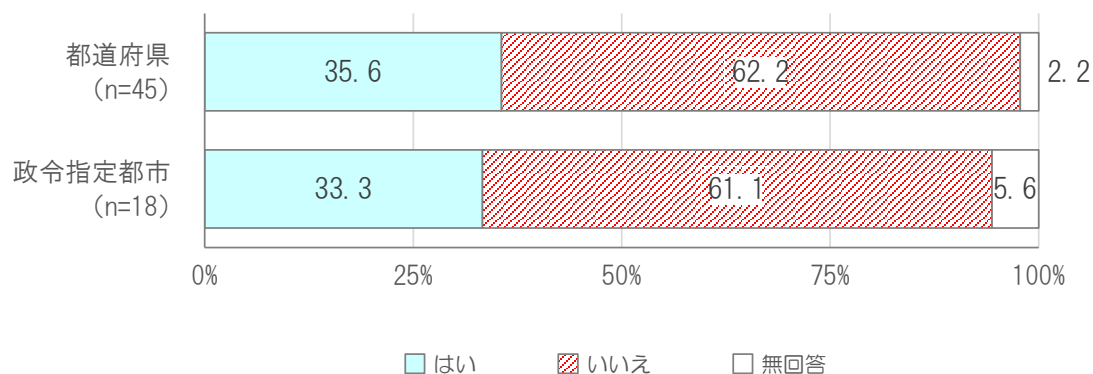
《都道府県 問2-1・政令指定都市 問2-1》

都道府県では「はい」と「いいえ」がほぼ同率、政令指定都市では「いいえ」が72.2%と多くなっている。



■ 保健医療調整本部の設置に関する手順書やマニュアルが作成されていますか？（単数回答）
 ≪都道府県 問3・政令指定都市 問3≫

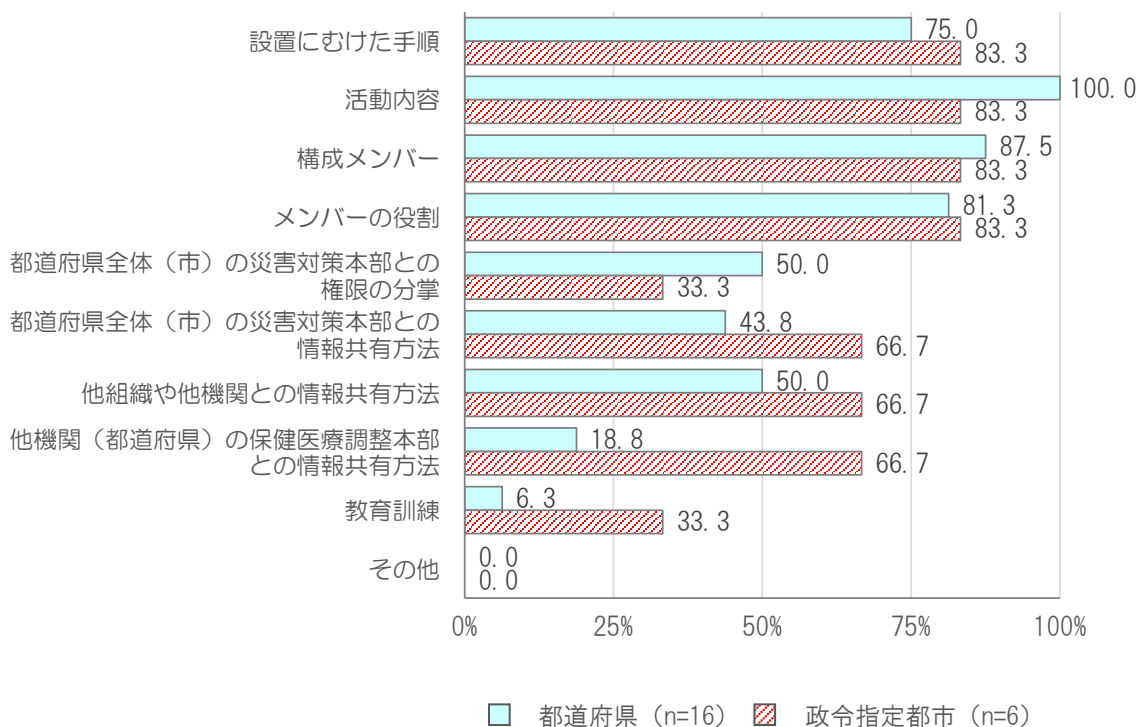
都道府県、政令指定都市ともに「いいえ」が多くなっている。



「はい」の方のみお答えください。

■ その内容を教えてください。（複数回答可） ≪都道府県 問3-1・政令指定都市 問3-1≫

都道府県では「活動内容」が100.0%と最も多く、次いで「構成メンバー」が87.5%、「メンバーの役割」が81.3%などとなっている。

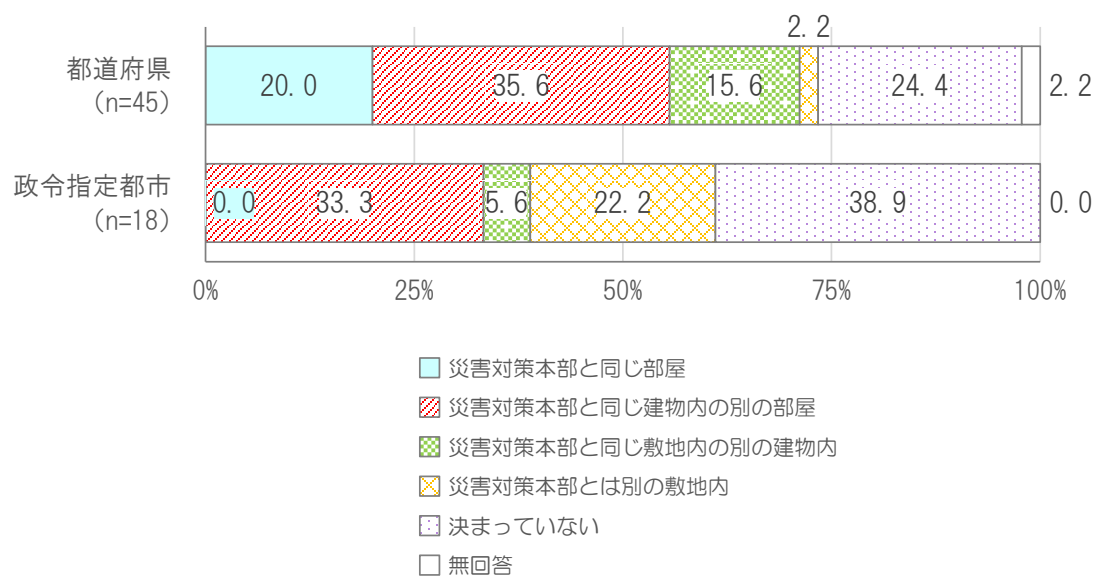


※（ ）は政令指定都市の選択肢

■ 保健医療調整本部はどこに設置することになっていますか？（単数回答）

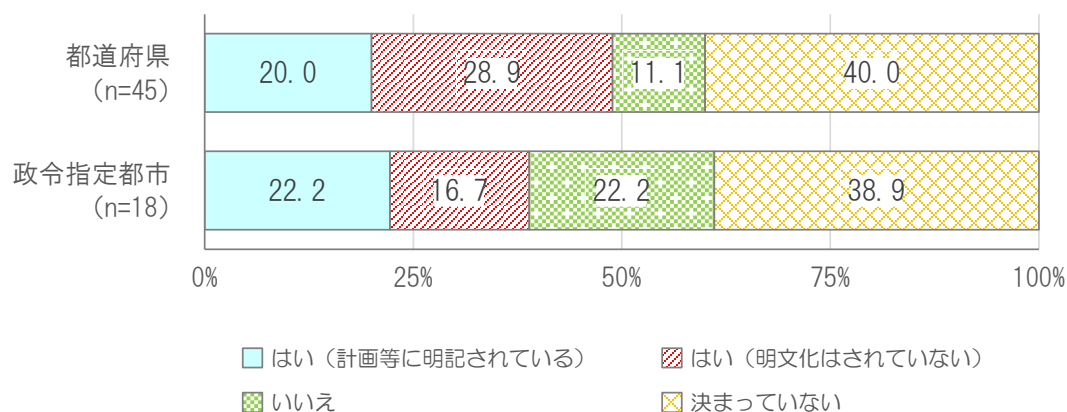
《都道府県 問4・政令指定都市 問4》

都道府県では「災害対策本部と同じ建物内の別の部屋」が35.6%と最も多く、政令指定都市では「決まっていない」が38.9%と最も多くなっている。



■ 災害対策本部の部屋に、保健医療調整に係る職員をリエゾンとして配置することになっていま
すか？（単数回答） ※都道府県 問5・政令指定都市 問5※

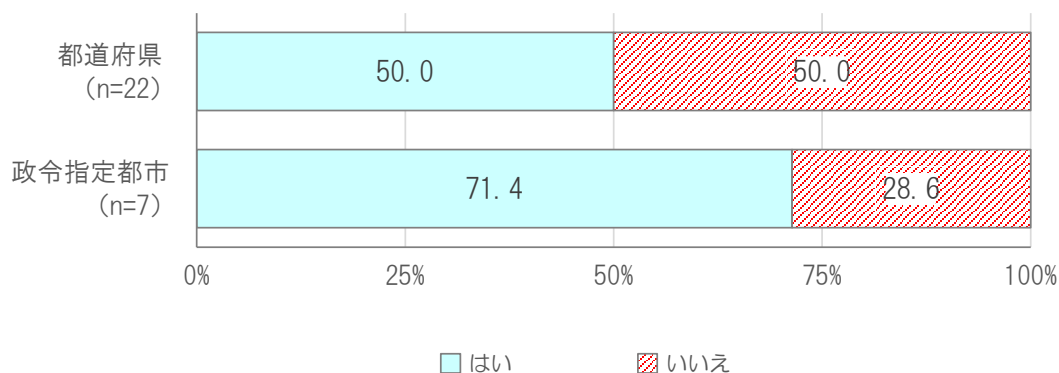
都道府県、政令指定都市ともに「決まっていない」が最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で48.9%、政令指定都市で38.9%となっている。



「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

■ リエゾンはどの部署・役職の人がするのか決まっていますか？（単数回答） ※都道府県 問5-1・政令指定都市 問5-1※

都道府県では「はい」、「いいえ」がそれぞれ50.0%となっている。



「はい」の方のみお答えください。

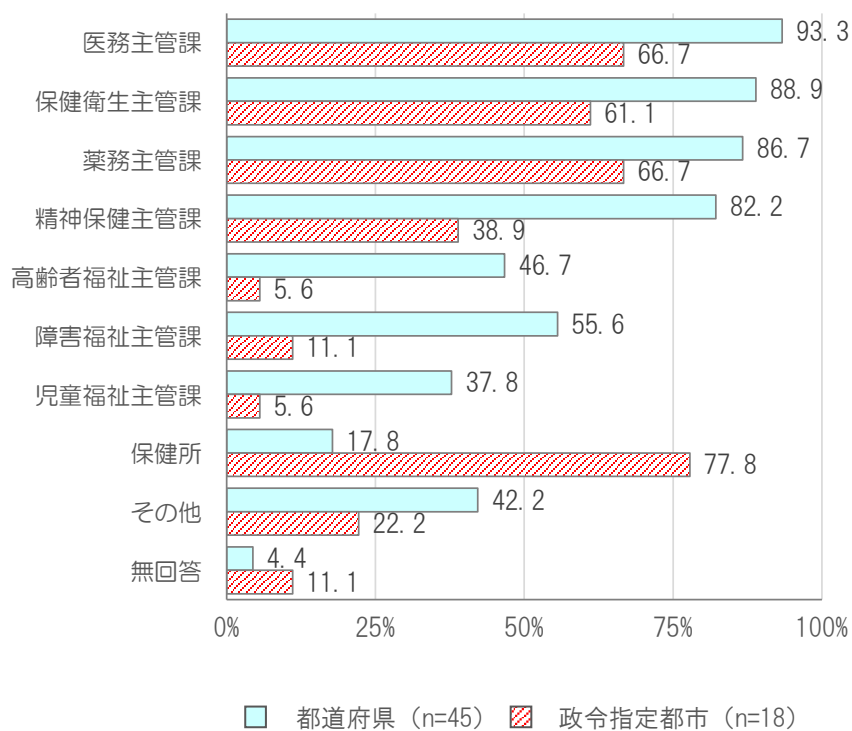
■ その部署と役職を教えてください。 ※都道府県 問5-2・政令指定都市 問5-2※

都道府県	保健医療対策班員・課長補佐級以下、保健医療政策課・主査、健康福祉部企画調整室員、健康医療総務課、DMAT 調整班、保健医療総務課・総務班長 等
政令指定都市	保健福祉局保健所医療政策課、健康局 健康施策課 健康施策課長代理 等

■ 保健医療調整本部の構成員を教えてください。（複数回答可）

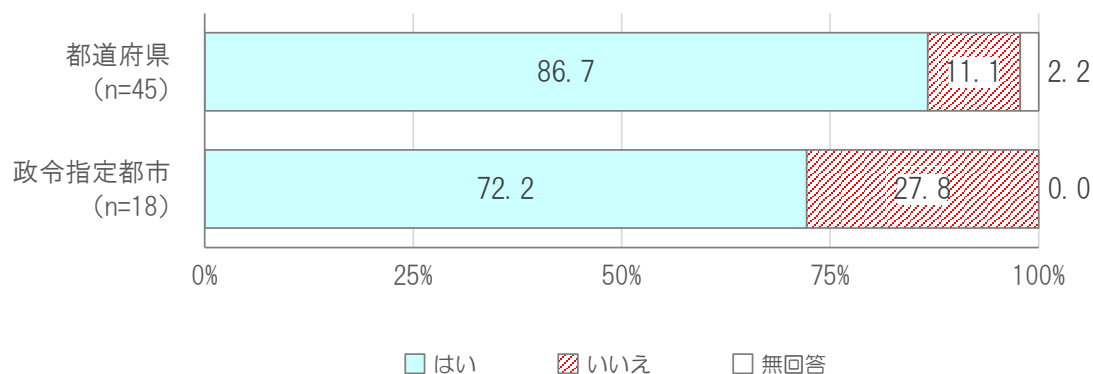
《都道府県 問6・政令指定都市 問6》

都道府県では「医務主管課」が93.3%と最も多く、次いで「保健衛生主管課」が88.9%、「薬務主管課」が86.7%などとなっている。政令指定都市では「保健所」が77.8%と最も多く、次いで「医務主管課」、「薬務主管課」がそれぞれ66.7%、「保健衛生主管課」が61.1%などとなっている。



■ 保健医療調整本部の本部長（統括指揮者）となる職員の役職は決まっていますか？
（単数回答）《都道府県 問7・政令指定都市 問7》

都道府県、政令指定都市ともに「はい」が多くなっている。



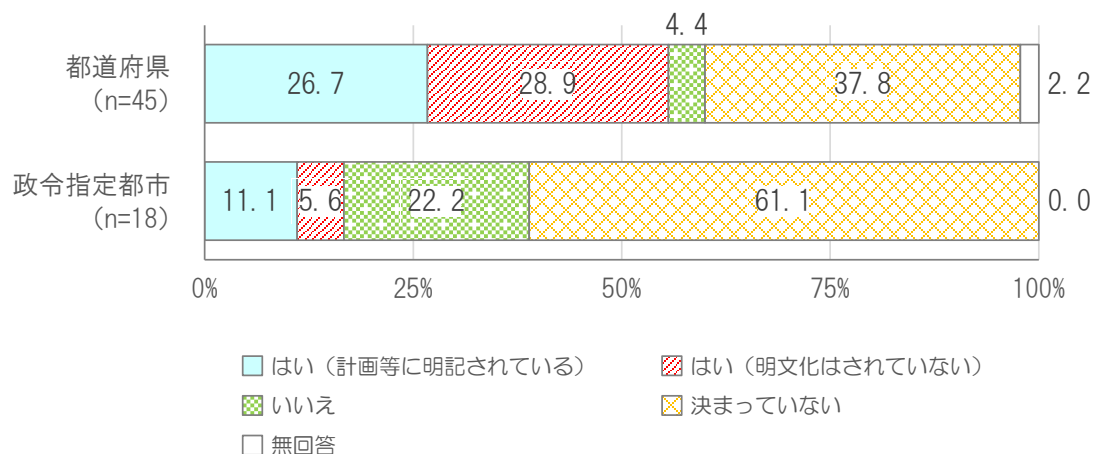
「はい」の方のみお答えください。

■ その役職名を教えてください。 《都道府県 問7-1・政令指定都市 問7-1》

都道府県	健康福祉部長、保健福祉部長、福祉保健部長、保健医療部長、くらし保健福祉部長、医師・看護職員確保対策課長、医療政策局長、健康医療部長、健康政策部長、健康福祉局長、健康福祉部次長、行政組織規則上の保健医療部長、福祉保健局長、保健医療介護部長、保健医療局長、保健福祉部副部長、理事、医療監、医療対策課長、健康福祉部長が指名する者（医療統括監）、健康福祉部長が指名する者（医療統括監）が指名する者、福祉保健部審議監 等
政令指定都市	保健所長、健康部長、健康福祉局長、首席医務監、部長職、保健衛生医療部長、保健部長 等

- 保健医療調整本部では、福祉施設の被災状況や福祉避難所の開設状況など、福祉分野についても情報共有と必要な調整をすることになっていますか？（単数回答）
 ≪都道府県 問8・政令指定都市 問8≫

都道府県、政令指定都市ともに「決まっていない」が最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で55.6%、政令指定都市で16.7%となっている。

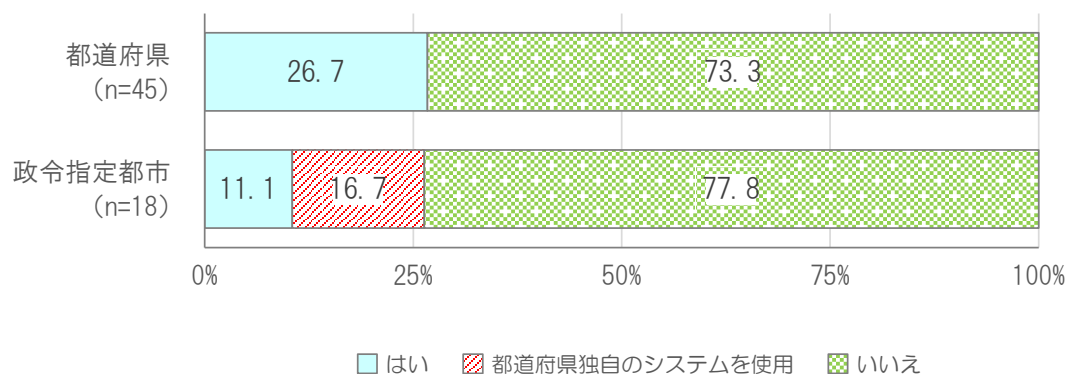


- 保健医療分野と福祉分野の調整のために、対策、計画、業務上の工夫等がありましたらご紹介ください。
 ≪都道府県 問9・政令指定都市 問9≫

都道府県	・ 保健福祉部内会議を開催し、情報を共有している。 ・ 保健医療分野と福祉分野は、くらし保健福祉部長の指揮下にある。 ・ 「災害時保健医療福祉活動指針」を定め、福祉活動は被災者の健康維持のために不可欠なものとして、保健医療活動と同様に取り扱うこととしている。 ・ 保健医療調整本部の統括班は福祉医療部企画管理室という医療や福祉に普段から関わりある場所に所属している職員が行っているため、調整しやすい。 ・ 災害対策本部内に設置される総括情報部に災害に関する情報が集約され、リエゾンを通じて保健医療部にも他分野の情報が共有される。 ・ 県や市町村等の関係機関で災害情報を共有できる「災害対応支援システム」を活用しており、迅速な情報共有を他機関と図っている。 ・ 平成30年7月豪雨災害では、班長会議（保健医療調整本部会議）とは別に県本庁で保健医療活動チームの担当課や事務局担当者が参加したクラスター会議を開催し、保健医療部門と福祉分野が緊密に連携した。 ・ 保健・医療・薬務・介護福祉の4分野で災害時コーディネーターを養成している。4分野のコーディネーターは保健医療調整本部で連携して活動する。 ・ 保健医療調整本部の助言・調整者として、災害医療コーディネーターと統括DHEAT（被災地以外の県保健所長）、災害福祉コーディネーター（県災害福祉協議会等）を配置することとしている。 等
政令指定都市	・ 保健分野・福祉分野との調整のために、発災後3日以内を目途に保健医療調整会議を開催することを計画で定めている。 ・ 災害時における要援護者支援の検討の場に保健医療関係課が参画する等、日頃より福祉関係課との連携を図っている。 等

- EMIS 以外に都道府県独自に整備した災害時保健医療情報システム（市独自に整備した災害時保健医療情報システム）がありますか？（都道府県：単数回答 政令指定都市：複数回答）
 ≪都道府県 問10・政令指定都市 問10≫

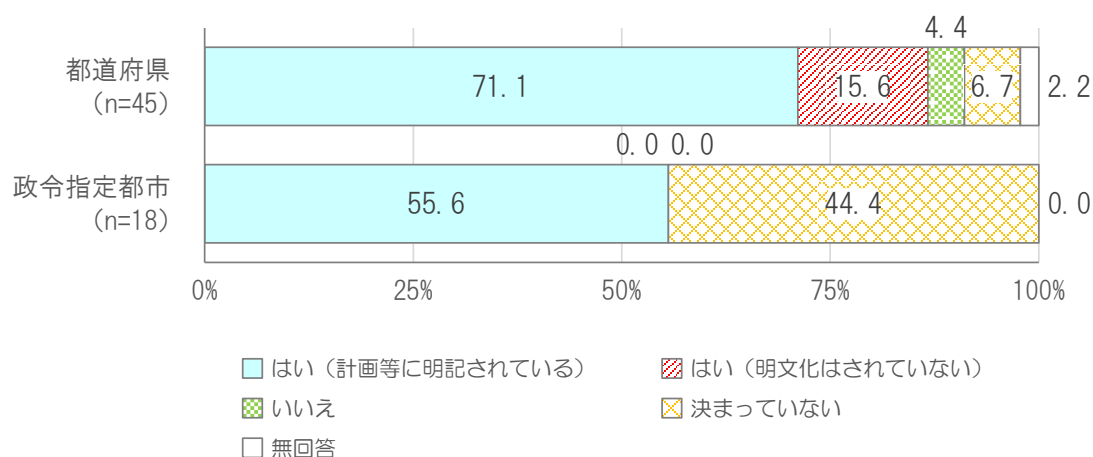
都道府県、政令指定都市ともに「いいえ」が最も多くなっている。



※都道府県には「都道府県独自のシステムを使用」という選択肢はありません。

- 保健医療調整本部で、（地域）災害医療コーディネーターが活動することになっていますか？
 （単数回答）≪都道府県 問11・政令指定都市 問11≫

都道府県、政令指定都市ともに「はい（計画等に明記されている）」が最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で 86.7%、政令指定都市で 55.6%となっている。



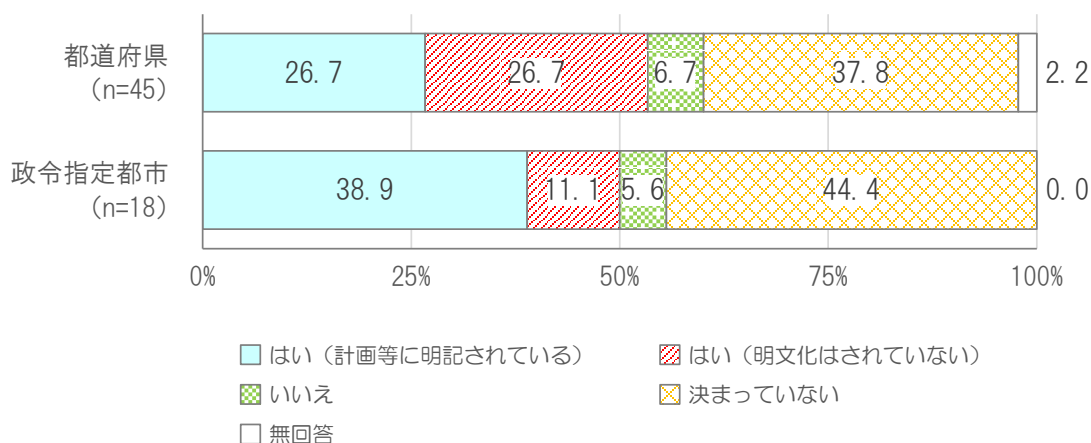
「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

- （地域）災害医療コーディネーターの選任・任命事務は、都道府県（市または都道府県）のどこの部局課が行っていますか？
 ≪都道府県 問11-1・政令指定都市 問11-1≫

都道府県	医療政策課、医務主管課、医務課、保健医療福祉課、医事薬務課、医療対策課、健康危機管理課、健康福祉総務課、厚生総務課、地域医療連携課 等
政令指定都市	地域医療課、医務課、医療介護計画課、医療対策課、健康企画課 等

■ 保健医療調整本部会議に、職員以外のメンバーが出席することになっていますか？
 (単数回答) ≪都道府県 問12・政令指定都市 問12≫

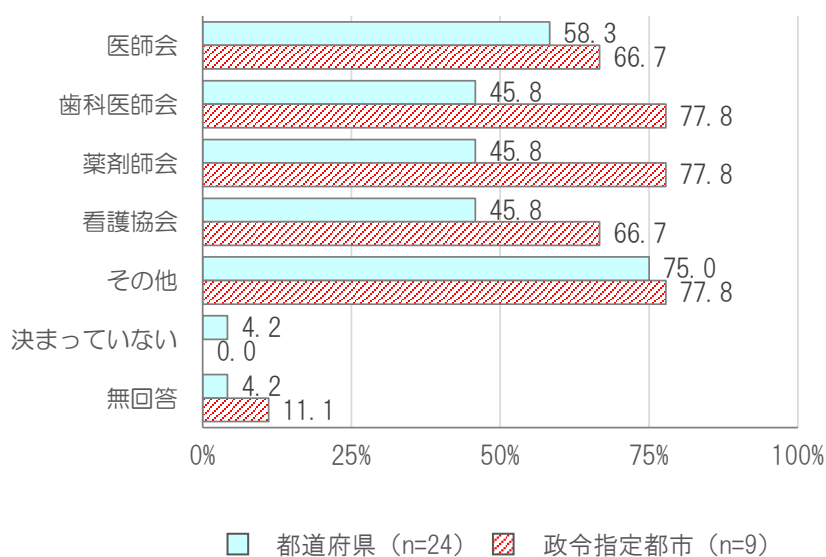
都道府県、政令指定都市ともに「決まっていない」が最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で53.4%、政令指定都市で50.0%となっている。



「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

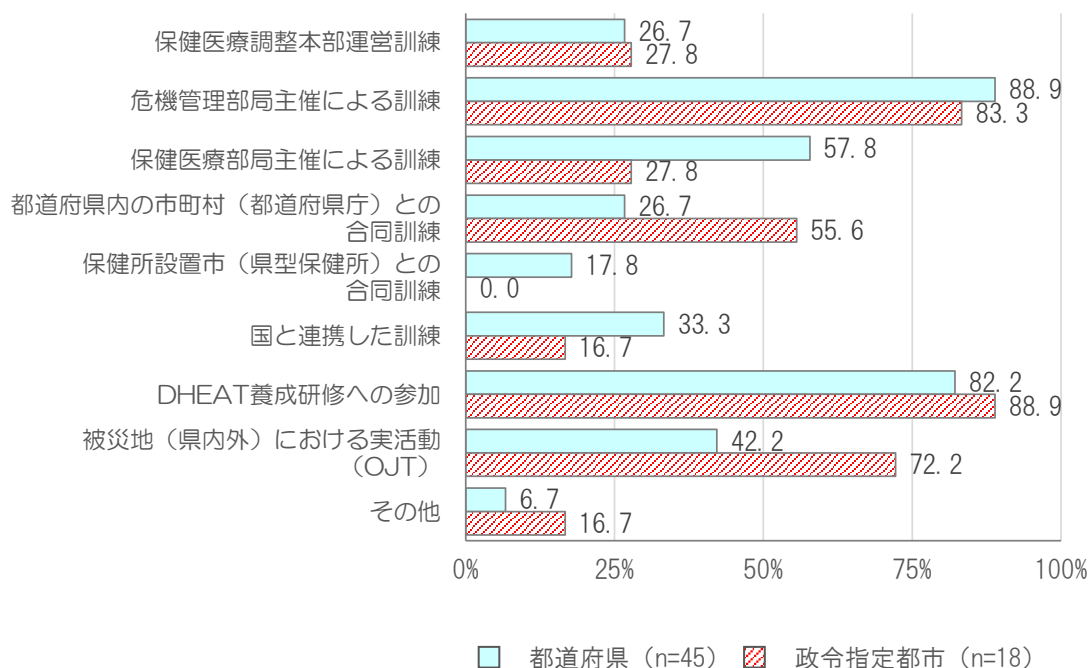
■ 職員以外のメンバー（団体等）を教えてください。（複数回答可）
 ≪都道府県 問12-1・政令指定都市 問12-1≫

都道府県では「その他」が75.0%と最も多く、次いで「医師会」が58.3%、「歯科医師会」、「薬剤師会」、「看護協会」がそれぞれ45.8%となっている。



- 災害対応に関する本庁職員（都道府県：保健所を除く）の教育訓練はどのように行っていますか？平成 29 年 7 月以降に実施した訓練について教えてください。（複数回答可）
 ≪都道府県 問 13・政令指定都市 問 13≫

都道府県では「危機管理部局主催による訓練」が 88.9%と最も多く、次いで「DHEAT 養成研修への参加」が 82.2%、「保健医療部局主催による訓練」が 57.8%などとなっている。政令指定都市では「DHEAT 養成研修への参加」が 88.9%と最も多く、次いで「危機管理部局主催による訓練」が 83.3%、「被災地（県内外）における実活動（OJT）」が 72.2%などとなっている。



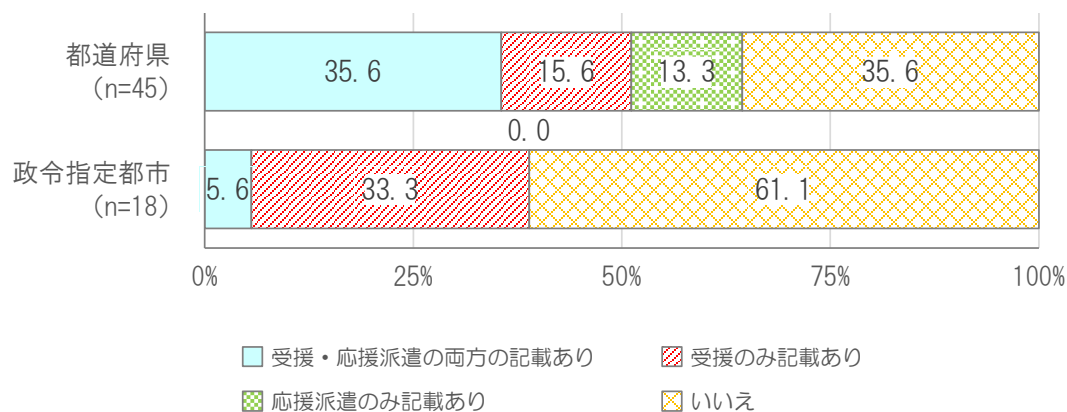
※上 2 つの（ ）は政令指定都市の選択肢

2 都道府県の地域防災計画等・市の地域防災計画等について

- 都道府県（市）の地域防災計画、災害時保健活動マニュアル等に、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援・応援派遣についての記載がありますか？（単数回答）

〈都道府県 問14・政令指定都市 問14〉

都道府県では「受援・応援派遣の両方の記載あり」、「いいえ」がそれぞれ35.6%と最も多く、政令指定都市では「いいえ」が61.1%と最も多くなっている。



「1～3 記載あり」の方のみお答えください。

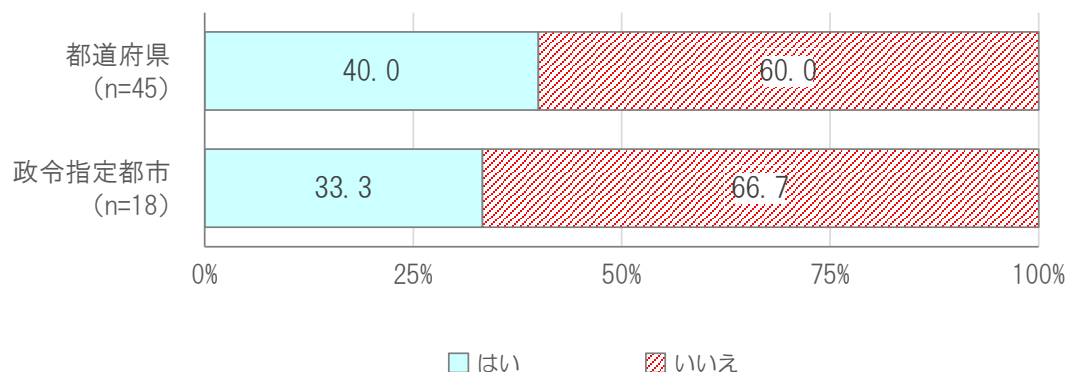
- どの計画等に記載されていますか。 〈都道府県 問14-1・政令指定都市 問14-1〉

都道府県	地域防災計画、災害時公衆衛生活動マニュアル、保健福祉部災害対策マニュアル、DHEAT 設置・運営マニュアル、災害時保健医療活動要領、災害時健康危機管理支援チーム応援活動マニュアル、災害時広域受援計画、大規模災害時医療救護マニュアル、地域強靱化計画、南海トラフ地震時保健活動ガイドライン、保健医療調整本部運営要領、保健衛生活動マニュアル、保健所災害対策マニュアル 等
政令指定都市	地域防災計画、地域防災計画別冊受援計画 等

- 防災部局が策定している地域防災計画等は、発災後72時間程度を境に対応を分けて記載していますか？（単数回答）

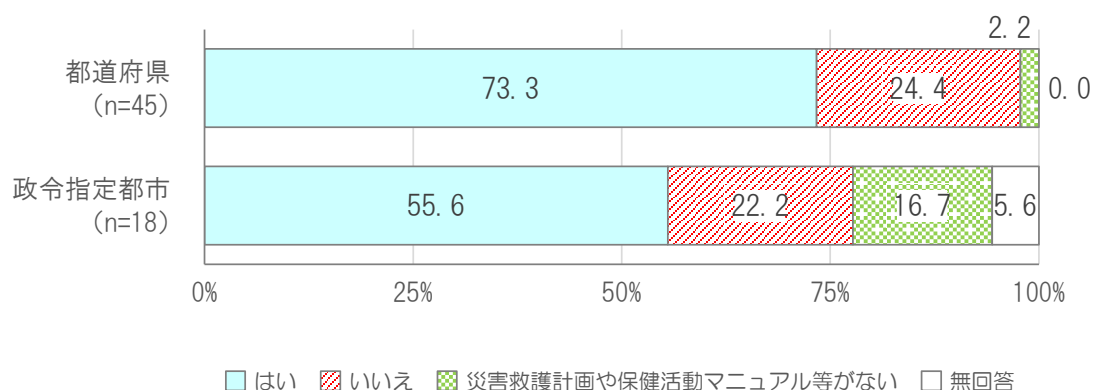
〈都道府県 問15・政令指定都市 問15〉

都道府県、政令指定都市ともに「いいえ」が多くなっている。



■ 保健医療部局が策定している災害救護計画や保健活動マニュアル等は、発災後 72 時間程度を境に対応を分けて記載していますか？（単数回答） 《都道府県 問 16・政令指定都市 問 16》

都道府県、政令指定都市ともに「はい」が最も多くなっている。



両方 または いずれかが「はい」の方はお答えください。

■ どの計画で分けて記載していますか？ 《都道府県 問 16-1・政令指定都市 問 16-1》

都道府県	地域防災計画、災害時医療救護マニュアル、災害時公衆衛生活動マニュアル、災害時保健活動マニュアル、保健福祉部災害対応マニュアル、BCP/保健活動マニュアル（災害時健康福祉センター活動指針）、DHEAT 設置・運営マニュアル、医療救護活動計画、災害医療マニュアル、災害時における保健所活動マニュアル、災害時のこころのケア活動マニュアル、災害時医療救護活動指針、災害時応急医療マニュアル、災害時健康管理マニュアル、災害時保健師活動ガイドライン、災害等応急対策実施要領、南海トラフ地震時保健活動ガイドライン、保健医療救護計画、保健医療調整本部活動マニュアル、保健衛生活動マニュアル、保健活動マニュアル、保健所における災害時健康危機管理・公衆衛生活動マニュアル 等
政令指定都市	地域防災計画、医療救護計画、医療圏医療救護活動計画、業務継続計画（地震対策編）、災害時医療救護マニュアル、災害時保健医療ガイドライン、災害時保健医療活動計画、災害時保健師活動マニュアル、保健医療救護計画、保健活動マニュアル、保健福祉部震災対応マニュアル 等

両方 または いずれかが「はい」の方はお答えください。

■ その理由を教えてください。

《都道府県 問 16-2 ・ 政令指定都市 問 16-2 》

都道府県	・ DMAT 活動終了後の避難所等における様々な支援ニーズに適切に対応するためには、関係者が共通認識のもと活動する必要があると考えるため。 ・ 救命・救助活動において極めて重要な時間帯であり、人命救助活動に人的・物的資源を優先的に配分する必要があるため。 ・ 72 時間までは住民の生命・安全の確保等の緊急対策の時期であり、初動体制の確立のための準備・調整を図るため。 ・ 急性期は被災者に対する救命救急医療が中心となり、亜急性期は被災者の避難所生活の長期化、生活環境の悪化に対応する健康管理と心のケアが中心となるため。 ・ 災害フェーズに応じた保健活動を行うため。 ・ 72 時間以内初動体制を確立、人命救助（生命・安全の確保）を実施。72 時間以降は避難所対策等、被災者支援を行うことにしている。 ・ 発災後の経過時間や被災者の置かれている状況への対応という視点だけではなく、「保健活動の展開に影響を及ぼす出来事を明らかにし、その前後の対応を記載した活動指針」が必要と考えたため。 ・ 災害時の健康管理支援は、フェーズごとに活動を見直すため。また、対策が一段落したところで、活動を評価し平常時の活動に繋げるため。 ・ DMAT・DPAT 等の医療救護活動に関する事項が記載されているため。 等
政令指定都市	・ 発災から 48 時間以降は、医療機関の再開を想定しているため。 ・ フェーズによって活動内容が異なるため。 ・ 急性期における負傷者の搬送や受入医療機関の確保はもとより、中長期においても、人工透析患者等の搬送等について事前に計画する必要があるため。 ・ 局面での業務、実施事項を明確にして、迅速に対応できるようにするため。 ・ 県医療救護計画に合わせているため。 ・ 初動体制を明確にするため ・ 発災後 72 時間までは市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを最優先とするため。 等

両方 または いずれかが「いいえ」の方はお答えください。

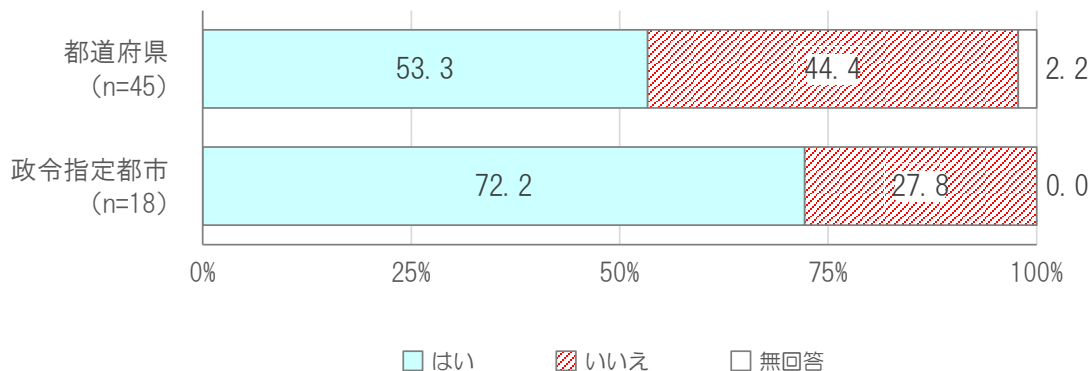
■ 分けて記載していないことで、何か不都合がありますか？

《都道府県 問 16-3 ・ 政令指定都市 問 16-3 》

都道府県	・ フェーズを分けた医療救護に関する計画を策定予定である。 ・ 当該計画とは別にマニュアル等でフェーズ毎の活動を整理することを現在防災局において検討中である。 ・ フェーズ移行期の体制変更が意識できていない。 等
政令指定都市	・ 現在改定作業中の地域災害救急医療マニュアルでは、急性期～亜急性期、亜急性期～慢性期に分けて記載予定。なお、神戸市災害時保健活動マニュアル（保健師活動編）については、災害フェーズに分けて記載されている。 ・ 経時的な対応について明確になっていない。今後、医療救護にかかるマニュアルについて見直しを検討している。 等

- 都道府県（市）の地域防災計画、災害時保健活動マニュアル等に、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月、内閣府（防災担当）作成）で設置すべきと記載されている「応援・受援本部（受援班／担当）」についての記載がありますか？
（単数回答）《都道府県 問 17・政令指定都市 問 17》

都道府県、政令指定都市ともに「はい」が多くなっている。



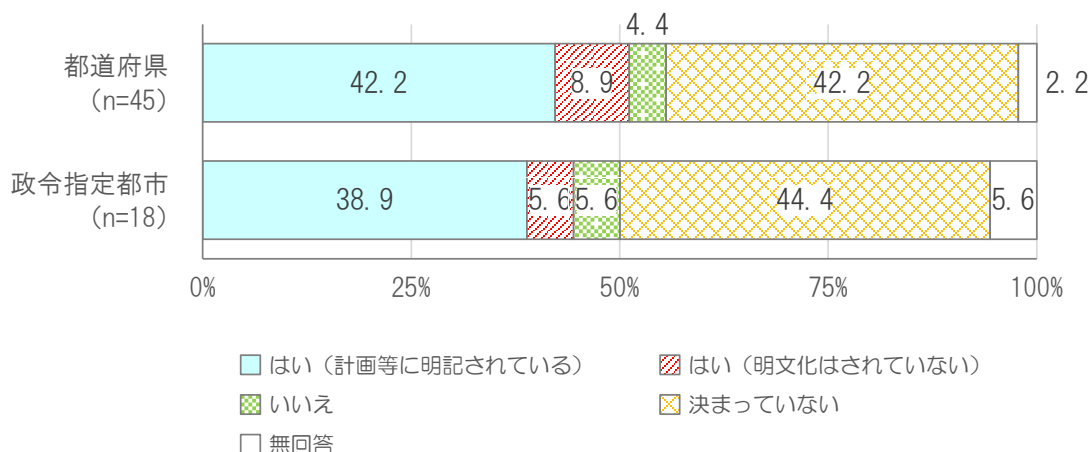
「はい」の方のみお答えください。

- どの計画等に記載されていますか。 《都道府県 問 17-1・政令指定都市 問 17-1》

都道府県	地域防災計画、災害時受援計画、災害時保健医療活動要領、広域支援対策活動マニュアル、災害時応援計画、南海トラフ地震時保健活動ガイドライン 等
政令指定都市	地域防災計画、災害受援計画、災害時保健医療ガイドライン、災害時保健活動マニュアル、健康班活動計画、保健福祉部震災対応マニュアル 等

- 保健医療分野の応援・受援（受援）と、自治体全体での応援・受援（受援）の調整の方法が決められていますか。（単数回答） 《都道府県 問 18・政令指定都市 問 18》

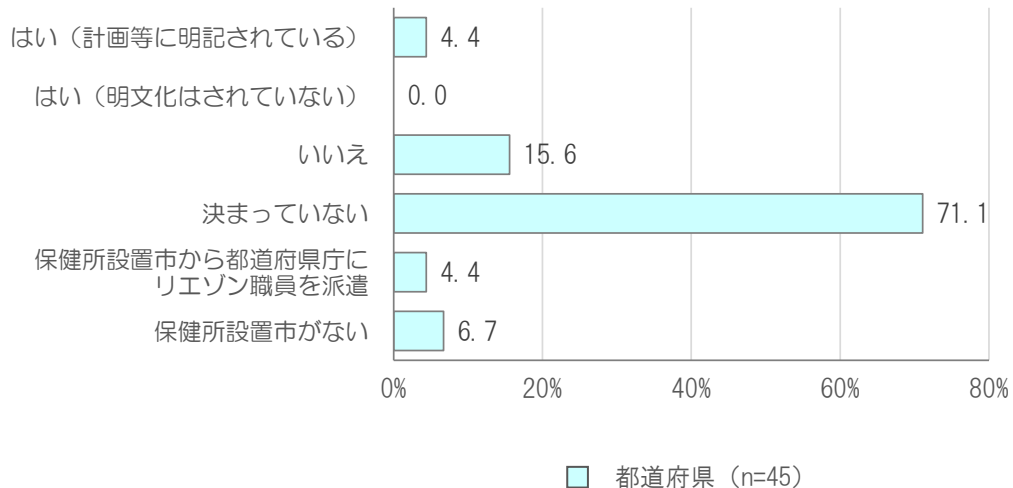
都道府県では「はい（計画等に明記されている）」、「決まっていない」がそれぞれ 42.2%と最も多く、政令指定都市では「決まっていない」が 44.4%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で 51.1%、政令指定都市で 44.5%となっている。



3 リエゾン職員について

- 保健所設置市の保健医療調整本部等にリエゾン職員を派遣することになっていますか？
（複数回答可）《都道府県 問19》

都道府県では「決まっていない」が71.1%と最も多く、次いで「いいえ」が15.6%、「保健所設置市がない」が6.7%などとなっている。



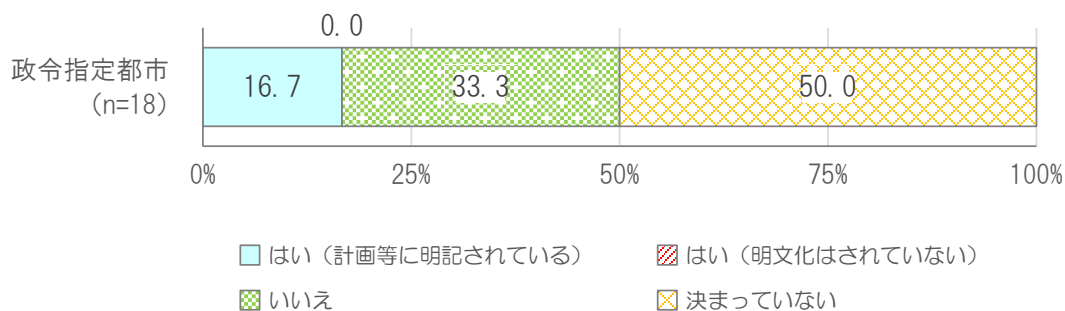
「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

- どの職員を派遣することになっていますか？（単数回答） 《都道府県 問19-1》

都道府県（n=2）	
保健医療調整本部の職員	0件（0.0%）
その他の本庁の職員	0件（0.0%）
保健所職員	0件（0.0%）
その他	1件（50.0%）
決まっていない	1件（50.0%）

■ 都道府県の保健医療調整本部等に市からリエゾン職員を派遣することになっていますか？
（単数回答）《政令指定都市 問 19》

政令指定都市では「決まっていない」が 50.0%と最も多く、次いで「いいえ」が 33.3%、「はい（計画等に明記されている）」が 16.7%となっている。



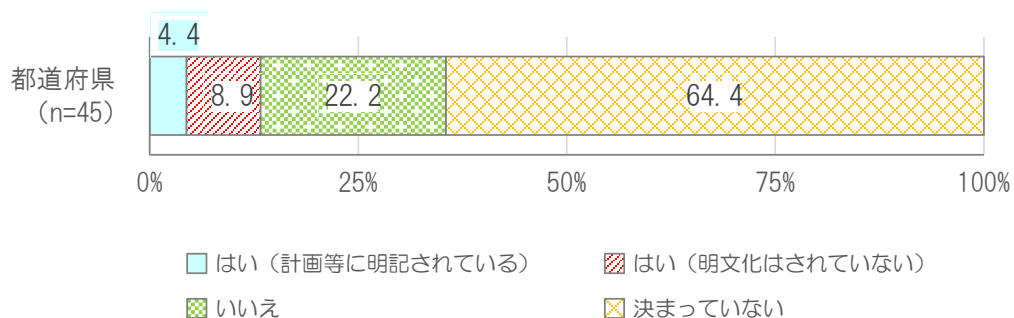
「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

■ どの職員を派遣することになっていますか？（単数回答） 《政令指定都市 問 19-1》

政令指定都市（n=3）	
保健医療調整本部の職員	2 件（ 66.7%）
保健医療調整本部以外の本庁職員	0 件（ 0.0%）
保健医療調整本部以外の保健所職員	0 件（ 0.0%）
その他	1 件（ 33.3%）
決まっていない	0 件（ 0.0%）

■ 都道府県庁から、県型保健所に、リエゾン職員を派遣することになっていますか？
（単数回答）《都道府県 問 21》

都道府県では「決まっていない」が64.4%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、13.3%となっている。



「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

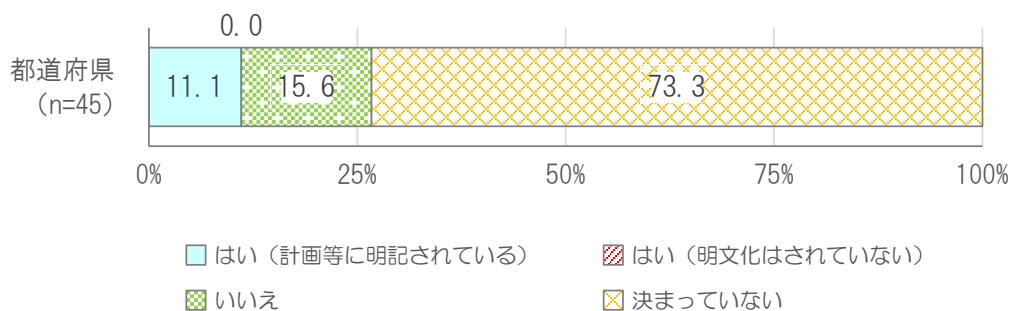
■ どの職員を派遣することになっていますか？（複数回答可） 《都道府県 問 21-1》

都道府県（n=6）	
保健医療調整本部を構成する部署の職員	4 件（ 66.7%）
その他の本庁の職員	0 件（ 0.0%）
保健所職員	2 件（ 33.3%）
その他	1 件（ 16.7%）
決まっていない	1 件（ 16.7%）

■ 都道府県庁から、被災市町村の保健医療部門に、リエゾン職員を派遣することになっていますか？（単数回答）

《都道府県 問 22》

都道府県では「決まっていない」が73.3%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、11.1%となっている。



「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

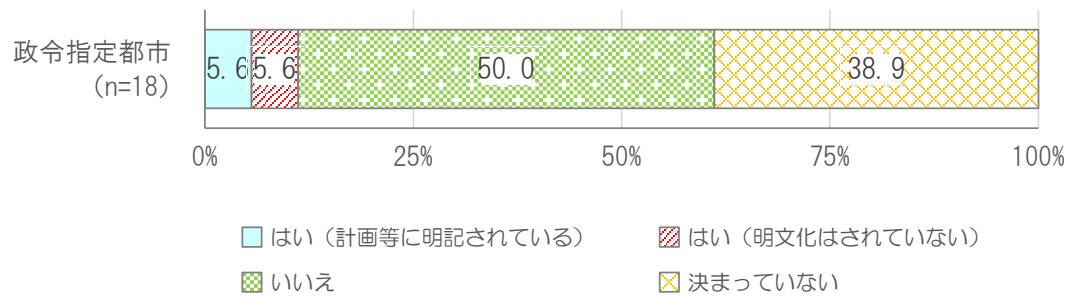
■ どの職員を派遣することになっていますか？（複数回答可）

《都道府県 問 22-1》

都道府県（n=5）	
保健医療調整本部を構成する部署の職員	1 件（ 20.0%）
その他の本庁の職員	0 件（ 0.0%）
保健所職員	4 件（ 80.0%）
その他	1 件（ 20.0%）
決まっていない	0 件（ 0.0%）

■ 市の本庁保健医療部局から区に、リエゾン職員を派遣することになっていますか？
 (単数回答) ≪政令指定都市 問 23≫

政令指定都市では「いいえ」が 50.0%と最も多くなっている。『はい』(計画等に明記されている + 明文化はされていない) は、11.2%となっている。



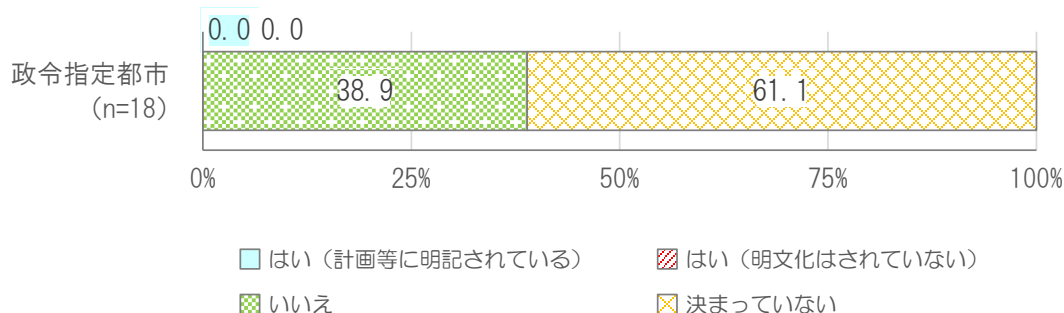
「はい (計画等に明記されている)」、「はい (明文化はされていない)」の方のみお答えください。

■ どの職員を派遣することになっていますか？ (複数回答可) ≪政令指定都市 問 23-1≫

政令指定都市 (n=2)	
保健医療調整本部を構成する部署の職員	2 件 (100.0%)
その他の部署の職員	0 件 (0.0%)
決まっていない	0 件 (0.0%)

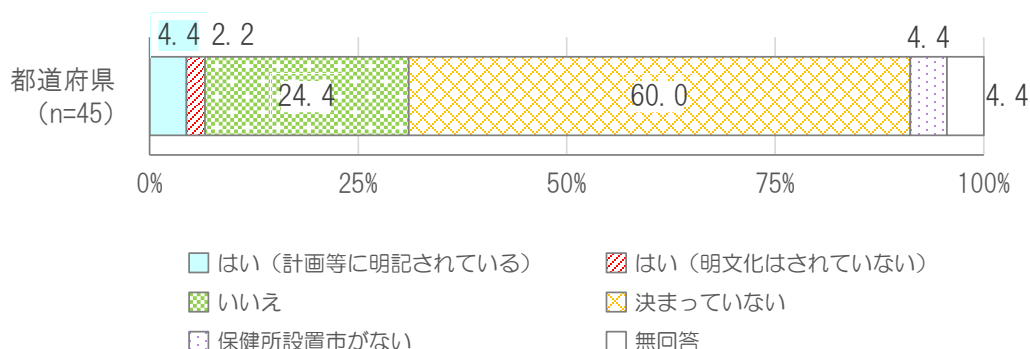
■ 市の保健医療調整本部等に、都道府県からのリエゾン職員を受け入れることになっていますか？（単数回答）
 ※政令指定都市 問 20※

政令指定都市では「決まっていない」が61.1%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、0.0%となっている。



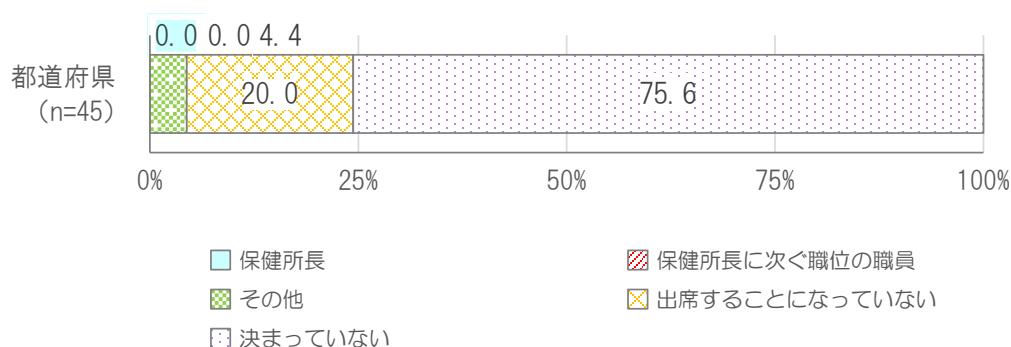
■ 保健所設置市がある場合、市の災害対策本部会議に出席することになっていますか？（単数回答）
 ※都道府県 問 20※

都道府県では「決まっていない」が60.0%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、6.6%となっている。



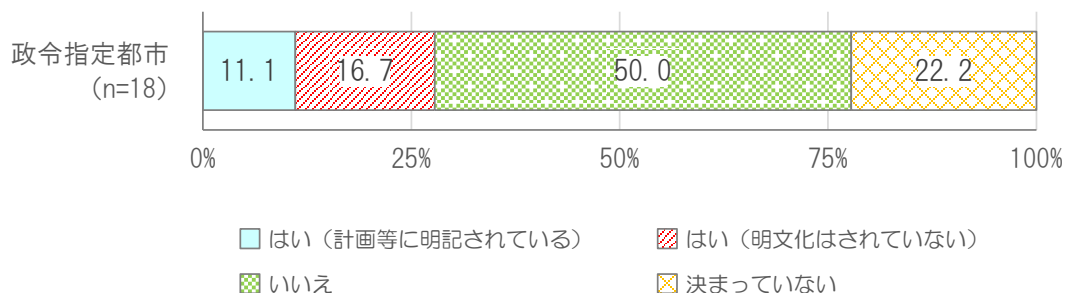
■ 保健所から、市町村の災害対策本部会議に、誰が出席することになっていますか？（単数回答）
 ※都道府県 問 26※

都道府県では「決まっていない」が75.6%と最も多く、次いで「出席することになっていない」が20.0%、「その他」が4.4%となっている。



■ 都道府県の災害対策本部会議に、市の職員が出席することになっていますか？（単数回答）
 ≪政令指定都市 問 21≫

政令指定都市では「いいえ」が50.0%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、27.8%となっている。



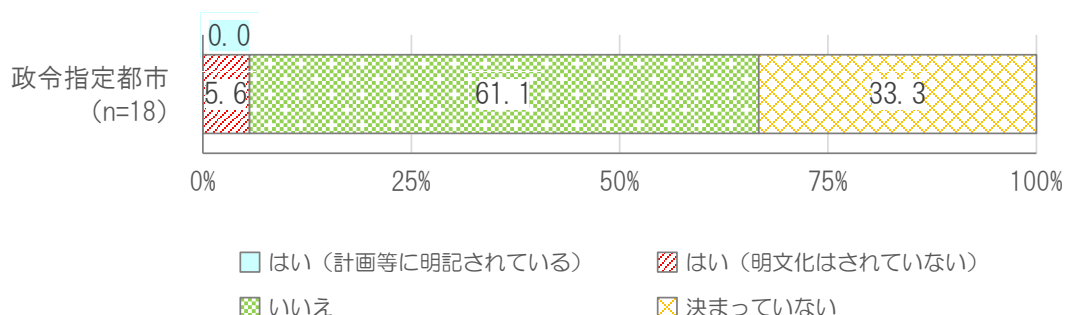
「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

■ どの職員を派遣することになっていますか？（複数回答可） ≪政令指定都市 問 21-1≫

政令指定都市（n=5）	
保健医療調整本部を構成する部署の職員	2件（40.0%）
その他の部署の職員	1件（20.0%）
決まっていない	1件（20.0%）
無回答	1件（20.0%）

■ 市の災害対策本部会議に、都道府県の職員が出席することになっていますか？（単数回答）
 ≪政令指定都市 問 22≫

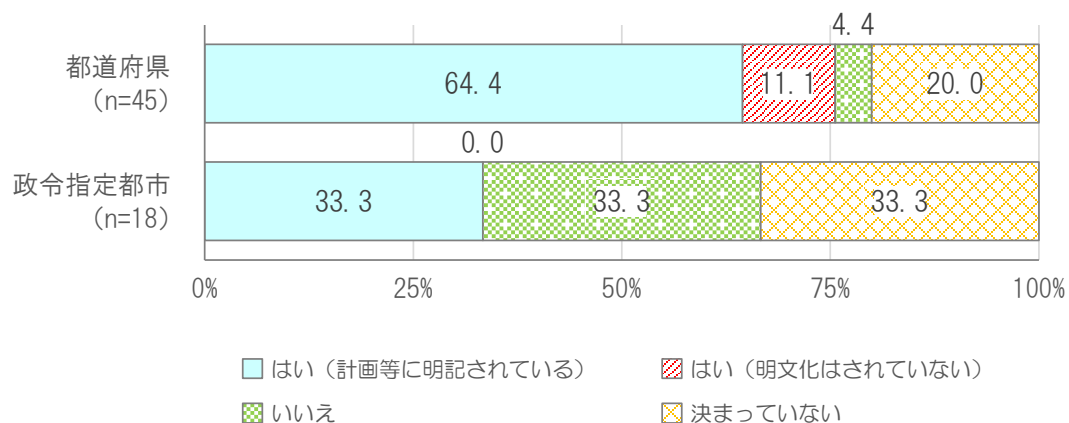
政令指定都市では「いいえ」が61.1%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、5.6%となっている。



4 保健所本部（保健所レベルの保健医療調整本部）・区レベルの保健医療調整本部に相当する組織について

- 大規模災害時に、保健所本部（区レベルの保健医療調整本部）を設置することになっていますか？（単数回答）
 ≪都道府県 問 23・政令指定都市 問 24≫

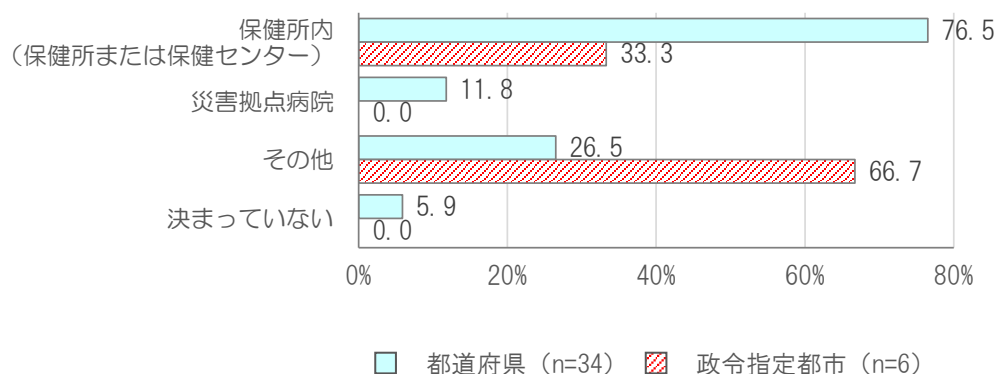
都道府県では「はい（計画等に明記されている）」が 64.4%と最も多く、政令指定都市では「はい（計画等に明記されている）」、「いいえ」、「決まっていない」がそれぞれ 33.3%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で 75.5%、政令指定都市で 33.3%となっている。



「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

- どこに設置することになっていますか？（複数回答可）
 ≪都道府県 問 23-1・政令指定都市 問 24-1≫

都道府県では「保健所内」が 76.5%と最も多く、次いで「その他」が 26.5%、「災害拠点病院」が 11.8%などとなっている。

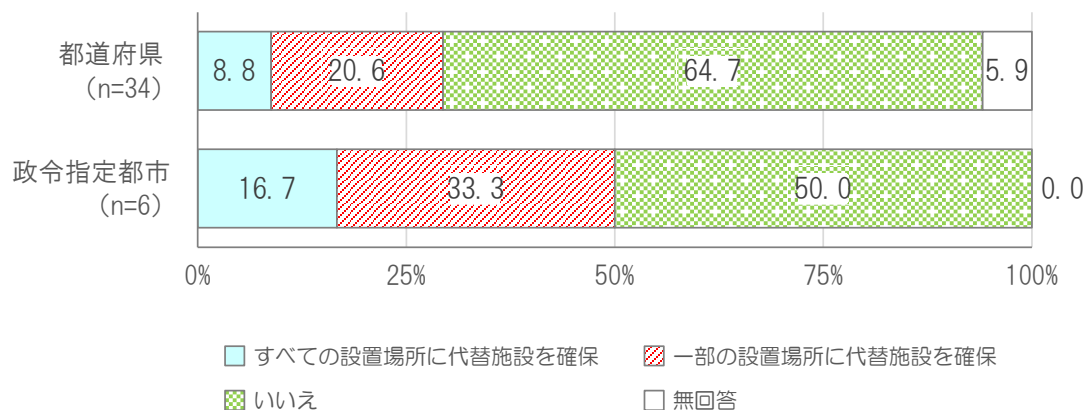


※（ ）は政令指定都市の選択肢

「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

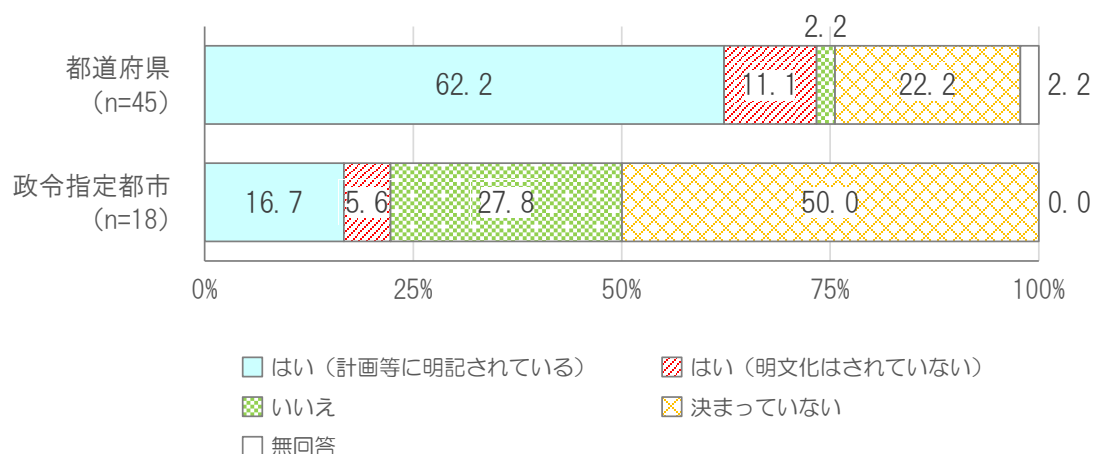
- 保健所本部（保健医療調整本部）の設置場所が被災することを想定して、その代替施設を確保していますか？（単数回答）　　《都道府県 問 23-2・政令指定都市 問 24-2》

都道府県では「いいえ」が 64.7%と最も多く、次いで「一部の設置場所に代替施設を確保」が 20.6%、「すべての設置場所に代替施設を確保」が 8.8%となっている。



- 保健所本部（区レベルの保健医療調整本部）で、地域災害医療コーディネーター（保健所長を除く）が活動することになっていますか？（単数回答）《都道府県 問 24・政令指定都市 問 25》

都道府県では「はい（計画等に明記されている）」が 62.2%と最も多く、政令指定都市では「決まっていない」が 50.0%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、都道府県で 73.3%、政令指定都市で 22.3%となっている。



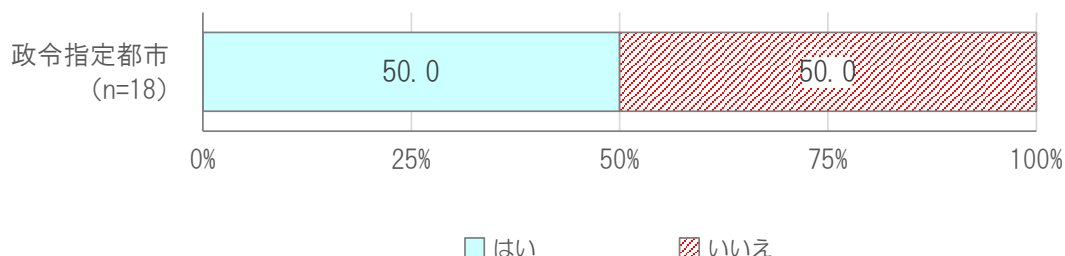
「はい（計画等に明記されている）」、「はい（明文化はされていない）」の方のみお答えください。

- 地域災害医療コーディネーターの選任・任命事務は、保健所または都道府県庁（区・市・都道府県）のどこの部局課が行っていますか？　《都道府県 問 24-1・政令指定都市 問 25-1》

都道府県	医療政策課、医務課、医務主管課、保健所、医療整備課、医事薬務課、医療指導課、医療推進課、健康危機管理課、厚生総務課、保健医療福祉課 等
政令指定都市	保健福祉局健康部健康企画課 等

- 市の地域防災計画、災害時保健活動マニュアル等に、市レベルと、区レベルでの保健医療分野の災害対応の権限の分担が決められていますか。 《政令指定都市 問 26》

政令指定都市では「はい」、「いいえ」がそれぞれ 50.0%となっている。



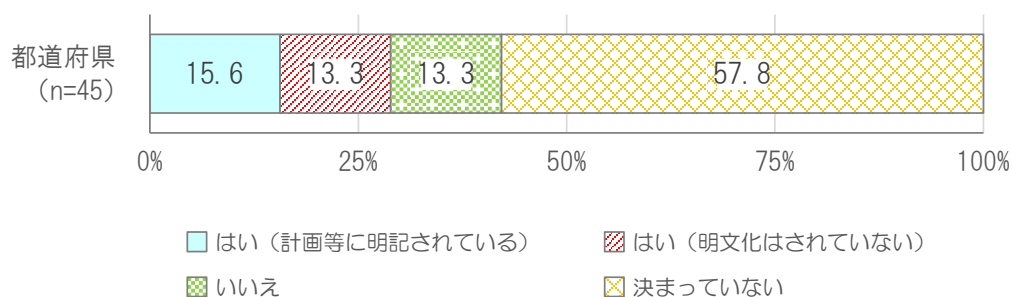
「はい」の方のみお答えください。

- どの計画等に記載されていますか。 《政令指定都市 問 26-1》

政令指定都市	地域防災計画、医療圏医療救護活動計画、業務継続計画〈地震対策編〉、健康班活動計画、災害時保健活動マニュアル（保健師活動編）、地域災害救急医療マニュアル 等
--------	---

- 保健所から、被災市町村に、リエゾン職員を派遣することになっていますか？（単数回答） 《都道府県 問 25》

都道府県では「決まっていない」が 57.8%と最も多くなっている。『はい』（計画等に明記されている＋明文化はされていない）は、28.9%となっている。



- 「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」(平成 29 年 7 月 5 日通知)を受けて、新たに取組んだことや見直したことがあれば、ご紹介ください。

◀都道府県 問 27・政令指定都市 問 27▶

都道府県	「保健医療福祉調整本部」を設置した。
	以下のように災害時の体制を見直し、健康福祉部が主催し、保健医療活動チーム及び市町村との連携強化に係る研修・訓練を実施している。
	▶ 保健医療調整本部の設置の他、現地における保健医療活動の調整を行う保健医療現地調整本部を県保健所に設置。
	▶ 被災地域以外の健康福祉部出先機関職員が保健医療現地調整本部員として市町村災害対策本部を応援。
	標記通知を踏まえ、県医療救護計画を見直しする方向で検討中。
	災害時健康危機管理体制整備のために検討会を3回開催し、DHEAT マニュアルを作成すると共に、県内3中核市と協定を締結し、災害時の連携体制を強化した。また、保健医療福祉調整本部を保健福祉部災害対応マニュアルへ位置付けた。
	既存の組織を「保健医療調整本部」に位置づけしたが、本部機能に保健医療活動に関する情報の連携等にとどめ、保健医療活動チームの派遣調整、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整までは規定していない。
	平成 31 年3月 22 日 県保健医療調整本部設置要綱制定
	平成 31 年3月 22 日 県災害時健康危機管理支援チーム運用マニュアル作成
	▶ 保健医療調整本部長の下に企画係・記録係・情報収集係から成る保健医療調整班を新たに位置付けた。
	▶ 医師会、歯科医師会、薬剤師会等と平時の連絡調整会議を開催した。
	▶ 令和元年9月7日大規模地震時医療活動訓練の一環として保健医療調整本部の運営訓練を実施した。
	▶ 災害時保健医療体制の充実・強化に関する取組方針及び地域災害医療コーディネーターマニュアル「活動の目安」を策定し、体制の充実・強化を図った。
	県災害対策本部内に保健医療教育部保健医療班を設置し、保健医療に関する情報連携、整理及び分析等の総合調整機能を強化した。

県の医務主管課主催の災害医療コーディネート研修に、保健衛生・薬務・精神保健主管課や保健所等の関係機関の参加を働きかける等、関係者の横のつながりを構築している。

地域防災計画に基づき編成する保健医療部隊が、保健医療調整本部の機能を満たすよう、所掌事務の追加や組織構成を見直した。

地震(平成 30 年6月)、台風(平成 30 年9月)等の災害の教訓を踏まえた災害対応力強化。

- ▶ 保健医療調整本部設置要綱及び活動ガイドラインを新たに策定。(平成 31 年3月)
- ▶ 初動対応マニュアルや保健所災害対策マニュアルを改正し、保健所の体制を整備。
- ▶ 保健医療調整本部の下に「水道災害調整本部」を新たに設置。(域内の水道事業体等の被災状況把握、応急給水の実施状況の把握等)
- ▶ 庁業務継続計画、健康医療部業務継続計画(BCP)の改訂。
- ▶ 職員参集・安否確認システムの構築(令和1年8月)。全職員が各自で登録・回答し、迅速に情報集約。また、知事・危機管理部局・各部局長と LINE による連絡網を整備。当部内の各所属横断の LINE を整備。
- ▶ 各保健所に自家発電機を整備(停電時対応)、職員用の仮眠用ベッド等の必要な物品を整備。(宿直体制)
- ▶ 災害対応の研修、訓練の実施。

- ① 普段の組織体系の中に体制を落とし込んだ。
- ② 県保健医療調整本部の体制を作った。(本部の運営要領を作成し、毎年訓練を行っている)

保健医療の総合調整を行う組織の明文化を検討中。

保健医療調整本部設置に向けた WG の立ち上げ。

都道府県	災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の設置等。
	▶ 平成 29 年度に地域防災計画を改定。(保健医療調整本部を追記)
	▶ 県の総合防災訓練、防災図上訓練において、保健医療調整本部を設置する訓練を実施。
	▶ 保健衛生活動マニュアルに保健医療調整本部を明記。
	地域防災計画に保健医療調整本部について記載した。
	新たに県保健医療調整本部の設置を定めた。
	県健康福祉部災害時保健医療活動要領の策定、これを踏まえた地域防災計画の修正、及びこれらに関する訓練の計画(実際には訓練計画段階で発災)
	災害対策本部における福祉保健部の組織内に「保健医療福祉調整班」を設置し、情報の収集と分析、保健医療福祉活動支援チームの派遣調整等を担う部署として位置づけた。「保健医療福祉調整班」には、福祉保健部職員及び保健医療福祉活動支援チームから連絡調整員を派遣してもらい、支援・受援調整を総合的に行う。現在は設置要領を定めた段階であり、今後、具体的なマニュアルを作成することとしている。
	▶ 災害時医療救護マニュアルの作成。
	▶ 保健医療調整本部に關係課を集約し、横断的な対応ができるようにした。
政令指定都市	現行の災害時の組織(福祉保健医療部)において、福祉・保健・医療の総合調整機能を果たしていたため、特段の対応はない。
	地域防災計画に保健医療調整本部の規定を追加した。
	県災害対策本部におけるくらし保健福祉対策部を、保健医療調整本部と位置付けた。
	平成 29 年9月より市災害医療救護活動計画の見直しを行い、平成 31 年3月に策定した。
	▶ 保健調整本部の設置に向けた検討の予定。
	▶ DHEAT 体制の検討。
	▶ 保健活動マニュアル内の避難所の状況等に関する記録の様式の差し替え。(通知の書式とした)
	都道府県との指揮命令系統の明確化や役割分担を明らかにした医療救護活動マニュアルを策定した。
	▶ 研修の実施。
	▶ DHEAT の編成。
	▶ 保健医療調整本部の体制整備についての検討。
	DHEAT 養成研修に保健所・本庁職員を派遣した。本年度は県主催の DHEAT 研修に企画段階から参画しており、より多くの職員を受講させる予定。保健医療調整本部等、災害時の体制整備やマニュアルの見直し等、まだ取りかかれていない現状であり、来年度に向けて事務局体制を充実させるべく組織を要求予定。
	医療救護調整に関しては県-市(保健所)-区の3層構造での指揮系統を明確化した。区役所での医療救護活動調整については、保健所直轄の区保健医療救護調整本部を置くことで指揮系統の効率化を図った。

■ 同通知を受けての対応で、困難に感じていることや苦慮していることがあれば、教えてください。
 ≪都道府県 問28・政令指定都市 問28≫

都道府県	①保健医療調整本部の具体的な運用のイメージが難しい、②本部、災害対応職員の訓練、③関係団体・保健所設置市との調整
	保健医療活動本部の具体化に向けた様々な情報を得たいと考えている。
	保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については担当課で行っているが、「保健医療調整本部」への移行には現在の段階では困難な状況であるので、今後検討を続けていく予定である。
	地域防災計画や災害時活動マニュアルとの整合性を図っていくことに苦慮している。
	保健医療調整本部運用マニュアル(仮)を作成する予定である。
	▶ 多種多様な保健医療活動チームの受援や派遣・支援のマネジメントを全てカバーしきれぬのか懸念がある。(どこまでの分野の活動チームを対象範囲とするかも判断が難しい) ▶ 本来業務がある中で、中長期的な人員の確保が困難である。 ▶ 全ての関係者が集合して活動できるスペースの確保が困難である。 ▶ 地域災害保健医療対策会議(本調査の保健所本部に相当)の構成員や役割の詳細を決めることに苦慮している。
	通知では、既存の組織に保健医療調整本部の機能をもたせても差し支えないとされている。各課の組織体系や、地域防災計画で規定された体制で対応できるか、別の組織体として新たに設置するか等を議論することが必要であるが、通知の理念が先行していると感じている。今後の動向や今般の台風15号等への災害対応に係る検証を踏まえて詰めていきたいと考えている。
	本県においては、これまでの災害経験等を踏まえ、災害医療コーディネートチーム(※被災地を所管する保健所長が災害医療コーディネーターとなり、地域の医療・行政機関等の担当でチームを構成)を整備し、災害時には関係機関との連携を図りながら企画・調整を進めていく体制が既に構築されている。
	同通知上、「保健医療調整本部」の役割等について、各都道府県の実情に応じた柔軟な運用ができるようにしていただきたい。
	▶ 保健医療調整本部に求められる総合調整機能が実際に果たせるかの確認。(効果的な訓練の実施) ▶ 保健所による調整・分析が重要となってくるが、個々の保健所で差がある対応力の底上げ。
	▶ 体制整備に伴い訓練等での検証を行うことが必要。 ▶ 保健医療調整本部の運営・対応について、運営ノウハウの継承をする必要がある。職員の人事異動に伴い専門的な人材養成が難しい。 ▶ 保健医療調整本部では災害医療コーディネーターや医師会、その他各関係団体等が連携しながら運営する必要があり、参画団体が増加し、また府災対本部の近くに設置する必要があるが、災害が大規模になればなるほどスペース確保が難しい。また、当該スペースの日頃からの環境整備、準備も必要。(LAN 環境や備品、消耗品) ▶ 歯科関係の受援・応援体制の整備が未整備。発災時の歯科医療、口腔保健対策の具体的な活動指針が未整備。
	中核市との関係性の整理、受援体制の構築。
	既存の行政防災組織と関係機関を交えた組織体制づくりが難しい。
	保健医療調整本部の運営等に係るマニュアルの作成。
	実際の保健医療調整本部の運営。
	保健医療調整本部の要綱等を作成するにあたり、同本部の設置時期、災害医療コーディネーターの招集時期や招集する保健医療活動チームの範囲について苦慮している。
	同本部の設置場所に苦慮している。
	発災対応を踏まえた災害時保健医療活動要領や地域防災計画、訓練の計画の振り返り・見直しが必要。

都道府県	保健医療関係分野も多岐にわたるため、執務スペースの確保が限られたり、執務場所が離れたりする。
	DMAT 以外の保健医療福祉に係る活動チーム(DPAT や DCAT 等)について、十分な情報連携や効率的な派遣のために、県庁(総合対策本または保健医療調整本部)に各チームの調整本部を配置するか、それともリエゾンの招集のみとするか、検討に苦慮している。
	DMAT 等との連携体制の構築
政令指定都市	本市は保健所設置市であるため、平成 29 年 7 月の通知で示されたモデルとは都道府県・保健所・市の構成が異なり、どのような形で保健医療活動を総合調整するのが適当か、苦慮しているところである。
	▶ DHEAT 構成員育成のための研修。 ▶ DHEAT を構成するための公衆衛生医師の不足。(派遣した場合に通常業務に支障がある)
	市単独での DHEAT の体制整備。
	国における災害時保健救護活動に関する通知や研修等は、都道府県型保健所の活動であり、政令指定都市型保健所に関する標準的な活動マニュアル等が必要である。
	政令市保健所及び市町村としての政令市における役割が不明瞭。保健福祉部局において主管が定まらず、取り組みが進みづらい。
	都道府県に対しての通知であるため、政令市としてどこまで取り組みを進めるべきか不明確である。
	県保健医療調整本部と当方の該当する部門との連携や役割分担が必要と考えているが、県と正式に話し合う機会をもてていない。
	未だ局内外において、大規模災害時の保健医療活動に係る体制整備について十分理解を得られるまでに至っていない。
	保健所は対人保健(保健活動・福祉)を所轄していないため、保健・福祉との連携構築には所轄範囲を超えた調整が必要となる。さらに区役所とは指揮系統が全く異なるため、災害時の情報の共有や平時の訓練体制に課題が生じている。